

## 鳥取県告示第33号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年1月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中村字本谷東平下476、477の1、483の1、495、字下寺内後440の1、448、449、450の1、450の2、451、452、455の2、458から460まで、463、字上ノ谷818、字大徳谷794の17、794の18、794の86から794の88まで、794の181、字大徳谷東平中1009、1010、字大徳谷西平1011の3、字本谷東平頭638の2、642の1から642の4まで、字本谷奥西平670の1、字小ヒラ谷306の17、306の18、306の22、306の23、306の25、306の26、字中村ノ上ミ218の4

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）